

第 14 回 地域福祉におけるソーシャルネットワーク 2021/2/6 堀

要点まとめ

包括的な相談支援体制の整備に関する「つぶやき」

- ・ CSW は単独配置で機能するのか？
- ・ つなぎ役は社協と CSW 別のものなのか？
- ・ 地域福祉コーディネーターと CSW の違いは？
- ・ CSW の資質・能力は担保できるのか？スーパーマン？
- ・ CSW 機能因数分解して既存の職員の連携化の方が現実的？（ネットワーク）
- ・ 相談支援体制と支援体制はどう違うの？

ディスカッション

1. 社会福祉法における位置づけ（スライド 2）

現場には包括的な支援体制と重層がごちゃまぜになっている側面あり。

例「包括支援と重層どっちをやればいいですか？」

①地域共生社会の実現（第 4 条第 1 項）→②地域福祉の推進（第 4 条第 2 項）→③地域生活課題の把握、連携による解決に向けた取り組み（第 4 条第 3 項）→④包括的な支援体制の整備（第 106 条の 3）→⑤重層的支援体制整備事業（第 106 条の 4）と位置づけられる。

※②～④ H29 改正 ①、⑤ R2 改正

2. 各制度等において、複合的課題等への対応に苦慮（スライド 6）

(1)高齢・介護 家族関係、認知症、拒否 により困難事例になっている

A 区 行司役必要。縦割り激しい。

問題は多分野多制度にわたるのに、65 になるとまるごと包括に全部来る。

多分野行政を招集する権限・機能・仕組みが必要。

(2)障害 学校教育、ひきこもり、住居、人間関係、収入 により困難事例になっている

B 市 過去に総合相談窓口があった あらゆる相談を受ける理念だったが廃止

困難ケースは各部署につなぐモデルだったが、うまくいかなかった

理由 ①相当なスキルが必要 ②ケースをもたないでやるのは難しい

(3)困窮 住まい確保 低所得・生保・障害

住所不定対象の現場から

どこにつなげるか。「仕様に書いてないからやめてください」になってしまう

現在行われている連携が、統合すると失われてしまうものもあるのでと危惧

住所不定の方は施策の対象に入っているか？

住んでいる人をフォローするやさしい制度になってほしい

3. 重層事業の組み立て

H29 改正段階では、相談支援体制（市町村）＋地域づくり（身近な圏域）の2本立て
通知 お金を連携・按分・融通して使っていいですよを发出（H29）→進まない→重層へ
重層 ①相談支援、③地域づくりに向けた支援をつなぐ要素として②参加支援がついた

重層事業の内容（106条の4第2項）

第1号 相談支援（介護、障害、子ども、困窮）

第2号 参加支援*

第3号 地域づくりに向けた支援（介護、障害、子ども、困窮）

第4号 アウトリーチ等を通じた継続的支援*

第5号 多機関協働*

第6号 支援プランの作成* *新規

4. 各分野の事業との関係性

各事業の機能を代替するのではなく、包括的な支援体制の整備に結び付ける
重層事業により、各分野事業の取り組みに広がりが見られることを期待。
生活保護も連携をとることになっている。が、いじれない。

5. 地域づくりの部分はどう評価するのか？（スライド8＝室田信一氏資料）

国＝安易に評価にのせない考え

CLCに調査事業が委託されている。

6. 検討時の議論から

「各機関がしっかりしている」、「実績がある」ほど調整は困難（中間とりまとめ）
東京など、それぞれの機関ができあがっている自治体ほど多機関協働やりにくい。
町会も同様。「うちでは全部できてよ！」と。

7. 重層は、新しい人材配置を要件としていない

モデル事業時に、置いた時の弊害が出た（行司役が相談対応することになった）

CSWが機能している自治体では特別置く理由がない。

基幹包括に増加するなど自治体の現状にあわせて設計できるようにした。

8. 社協、CSW、重層に重複があるのではないか？

社協の本来機能を政策化してる面も。政策にすれば行政的管理が入る。ふれまちと同じ。
関係機関連携だけだと住民・インフォーマルの視点が見えなくなってしまうおそれがある。